

平成31年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（4月17日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
諸報告	4
会期の決定	4
議案第13号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
質疑	5
佐藤 勝君	5
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	5
佐藤 勝君	6
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	6
佐藤 勝君	7
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	7
佐藤 勝君	7
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	7
佐藤 勝君	8
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	8
佐藤 勝君	8
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	8
佐藤 勝君	8
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	8
佐藤 勝君	9
表決	9

議案第14号

提案理由の説明（伊藤管理者） 9
表決 10

議案第15号

提案理由の説明（伊藤管理者） 10
質疑 11
 佐藤 勝君 11
 （答弁）村上施設整備課長 11
 佐藤 勝君 11
 （答弁）村上施設整備課長 11
 佐藤 勝君 12
 （答弁）村上施設整備課長 12
 佐藤 勝君 12
 （答弁）村上施設整備課長 13
 佐藤 勝君 13
 （答弁）村上施設整備課長 13
 佐藤 勝君 13
 （答弁）村上施設整備課長 13
 佐藤 勝君 14
 （答弁）村上施設整備課長 14
 佐藤 勝君 14
 （答弁）村上施設整備課長 14
 佐藤 勝君 14
 （答弁）村上施設整備課長 14
 佐藤 勝君 14
 （答弁）村上施設整備課長 15
 佐藤 勝君 15
 （答弁）金森副管理者 15
 佐藤 勝君 15
 （答弁）金森副管理者 16
 佐藤 勝君 16
 （答弁）伊藤管理者 16
 佐藤 勝君 17
 （答弁）金森副管理者 17
 佐藤 勝君 17

(答弁) 金森副管理者	1 8
佐藤 勝君	1 8
(答弁) 金森副管理者	1 9
佐藤 勝君	1 9
(答弁) 村上施設整備課長	2 0
佐藤 勝君	2 0
(答弁) 村上施設整備課長	2 0
佐藤 勝君	2 0
佐藤講英君	2 0
(答弁) 村上施設整備課長	2 0
佐藤講英君	2 0
(答弁) 村上施設整備課長	2 1
佐藤講英君	2 1
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 1
佐藤講英君	2 1
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 1
佐藤講英君	2 2
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 2
佐藤講英君	2 2
(答弁) 村上施設整備課長	2 3
佐藤講英君	2 3
(答弁) 村上施設整備課長	2 3
佐藤講英君	2 4
(答弁) 村上施設整備課長	2 4
佐藤講英君	2 4
(答弁) 村上施設整備課長	2 4
佐藤講英君	2 4
(答弁) 村上施設整備課長	2 5
佐藤講英君	2 5
表決	2 5
閉会	2 6

平成31年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成31年4月17日（水）

午後1時58分開会～午後3時35分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第14号 監査委員の選任について
- 第7 議案第15号 工事請負契約の締結について

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第14号 監査委員の選任について
- 日程第7 議案第15号 工事請負契約の締結について

4 出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 佐藤和好君 | 2番 | 佐藤講英君 |
| 3番 | 相澤孝弘君 | 4番 | 氏家善男君 |
| 5番 | 佐藤勝君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 工藤清悦君 |
| 9番 | 三浦又英君 | 10番 | 伊藤淳君 |
| 12番 | 門田善則君 | 13番 | 大橋昭太郎君 |
| 14番 | 吉田眞悦君 | 15番 | 平吹俊雄君 |

5 欠席議員（1名）

- 11番 大泉治君

6 説明員

- | | | | |
|------|-------|---------------|--------|
| 管理者 | 伊藤康志君 | 副管理者 | 猪股洋文君 |
| 副管理者 | 早坂利悦君 | 副管理者 | 相澤清一君 |
| 副管理者 | 金森正彦君 | 事務局長兼
総務課長 | 茂和泉浩昭君 |

業務課長 柴岡雄司君
消防本部長 佐藤光弘君
消防本部長 大石誠君
総務課長

施設整備課長 村上文彦君
消防本部長 小山年秋君
消防次長

7 議会事務局出席職員

事務局長 高橋幸志君
主査 遠藤美紀君
総務課長
総務企画係長 高橋正樹君

次長
兼議事係長 柳川敦君
総務課長補佐 川鍋正敏君

会 議 の 経 過

開 会

午後1時58分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成31年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（佐藤和好君） 日程第1，議席の指定を行います。

去る4月5日に開催されました加美町議会第4回臨時会において、工藤清悦議長，三浦又英議員，伊藤 淳議員が当組合議会議員に選出されました。

また，本日開催されました涌谷町議会定例会4月会議において，大泉 治議長が当組合議会議員に選出されました。まことにめでとございます。よろしく願いいたします。

皆様方には，当組合同規約第5条の規定により，組合議会議員に御就任されました。

よって，議会会議規則第4条の規定により，私から議席の指定を行います。

工藤清悦議員，8番，三浦又英議員，9番，伊藤 淳議員，10番，大泉 治議員，11番に指定をいたします。なお，皆様方からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますので，本会議での挨拶は割愛をさせていただきます。

ここで，管理者から発言の申し出がありますので，これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので，この機会に私からもお喜びを申し上げさせていただきます。

既に御紹介がありましたように，去る4月5日に開催されました平成31年加美町議会第4回議会臨時会において，当組合議会議員に工藤清悦議長，三浦又英議員，伊藤 淳議員が選出されました。また，本日4月17日に開催されました涌谷町議会定例会4月会議において，当組合議会議員に大泉 治議長が選出されましたことに対し，心からお祝いを申し上げ，就任のお喜びを申し上げたいと思います。

今般選出されました議員の皆様には，大崎広域圏の振興・発展のため，一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ，御就任のお祝いとさせていただきます。おめでとうございます。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第2，本日の会議録署名議員を指名いたします。2番佐藤講英議員，12番門田善則議員のお二人にお願いをいたします。

本日の欠席通告者は，11番大泉 治議員でありますので，御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により，お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので，御報告をいたします。

「日程第3 諸報告」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 諸報告を行います。

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により，私から4月9日に加美町議会選出の工藤清悦議員並びに本日17日に涌谷町議会選出の大泉 治議員を議会運営委員に指名いたしました。

また，4月15日に開催されました議会運営委員会におきまして，組合議会委員会条例第5条第2項の規定により互選を行い，工藤清悦議員が議会運営副委員長に選出されましたことを御報告申し上げます。

「日程第4 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は，本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって，会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第5 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 議案第13号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第13号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成31年3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので，同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

お手元の議案書の1ページをお開き願います。

平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに9万5,000円を減額し、予算総額を134億9,441万3,000円に定めるものであります。歳入歳出予算の補正は、2ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、平成30年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

3ページ・4ページをお開き願います。

4款2項県補助金は、市町村振興総合補助金の確定に伴う減額補正であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費は一般管理費で、市町村振興総合補助金事業であるステーション用小型家電専用回収ボックス製作費用確定に伴う需用費の執行残額9万5,000円を減額するものであります。

以上、議案第13号について御説明申し上げましたので、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） お許しをいただきましたので、記念すべき第1号とか、何号だかわかりませんが、専決処分13号の質疑を申し上げます。

今、管理者の説明では、小型家電ボックスの回収の予算の余ったという予算だということですが、そもそも市町村振興補助金というのは何なのかと。ちょっと勉強不足でありますので、教えていただきたいと思います。

それから小型家電ボックス、幾ら買って、何遍買って、どういうことで残額が出たのかということをお聞きします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） まず、市町村振興総合補助金につきまして御説明を申し上げます。

市町村振興総合補助金につきましては、平成17年度から始まりました宮城県の補助金でございます。宮城県では、補助金の目的を地方分権の推進や市町村合併の進捗を踏まえ、市町村みずから必要な事業を選択し、個性的・重点的な事業を推進し、住民に身近な市町村等において地域の課題を総合的・主体的に解決できるよう、交付対象事業に対しまして補助金を交付する、そういった事業内容となっております。

次に、今般の専決処分の内容について御説明を申し上げます。

小型家電のリサイクル事業につきましては、平成30年度まで回収場所を拠点方式、いわゆる市町村の役場でありますとか、公民館等の公共施設や大手スーパーなどの民間事業者の41カ所を実施しておりましたが、31年度から、これに加えて1,570カ所のごみ集積所

でも回収を行うものとしたものでございます。

当初、回収用ボックス購入費及び周知・啓発用チラシ作成費の合計208万5,000円を見込んでおりましたが、ボックスの数量の精査に加えまして、入札の請差等によりまして、189万4,000円と事業費が確定したことによりまして、補助金額も104万2,000円から94万7,000円と減額になったことから、その差額9万5,000円を減額補正したものでございまして、年度内処理が必要となったことから、今般、専決処分に至ったものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） そもそもこの補助金なんですけれども、これは限度額はあるのかと。ここ最近、3年間では事業費の変動があるようなんですけれども、そして事業の何割の補助金があるのか、全額か、3カ年間の実績を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） まずもって今年度、平成31年度の県全体の補助金の予算案について申し上げますと、全体では6億8,000万ということになってございます。そのうち大崎圏域に割り振られてございますのは1億4,400万円となっているものでございまして、1市4町及び広域行政からの要望を踏まえて、県にて調整を行い、交付決定をするものとなっております。

次に、直近3カ年の補助を受けた実績と効果ということで、本組合の事例につきまして、平成28年度から30年度までの実績をお話させていただきます。

28年度につきましては、三本木出張所配備の消防ポンプ自動車購入費、加えて小型家電リサイクル回収ボックス等の購入費、これら28年度の合計金額が、事業費が4,064万円となりますが、これに対して補助金は631万7,000円となっております。平成29年度におきましては、志田分署配備の水槽付消防ポンプ自動車購入費に充ててございまして、事業費が5,022万円、これに対しまして補助金は620万円となっております。平成30年度につきましては、今お話したとおり、ステーション用小型家電リサイクル回収ボックス等の購入費、これが189万4,000円、補助金が94万7,000円となっております。以上、過去3年間の4事業で事業費の総額が9,275万4,000円、これに対しまして補助金が1,346万4,000円となっているものでございます。率にいたしますと14.52%ということになります。

それから、その上限額につきましては、県のほうで割り振りをしておりまして、先ほど申し上げましたとおり、大崎圏域全体では1億4,400万というお話をさせていただきました。それぞれの市町によりまして要望額が定められてございます。それに加えまして、大崎広域の補助メニューが使えるものが、消防関係、それとごみ関係、43事業メニューがございまして、広域が該当するのはその2メニューとなっております。その中で調整を図った結果、割り振りを県のほうで行っていくという段取りになっているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） わかりましたけれども、広域は消防とごみ処理に関するメニューがあると。市町村は何でもいいんでしょうけれども、つまり、1市4町と広域圏で県で調整する、毎年。そのようですね。これは、どういう調整の仕方。例えば県全体で幾らと、大崎広域が幾らと、こうですけども、県の振興補助金の補助をする団体は県ではないでしょうから、何があるんですか、これ。もちろん県が補助がするんじゃないでしょうから、県なんですか。どこでじゃあ補助するんですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） この市町村振興総合補助金の財源につきましては、県の一般財源となっているものでございます。先ほどお話ししたとおり、何でもいいというわけではございませんで、43メニューがございます。それに合致する事業でないとその補助金対象になり得ません。それぞれ補助率も2分の1、あるいは3分の1、そのメニューによりましては4分の3とか、そういったことで割り振りがされております。

どのような調整を行っているかということになりますと、我々ちょっと知り得ないところではございますけれども、ただ、必要な事業を県のほうで選択をしながら進められているものと推察はいたしております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） じゃあ1市4町と広域圏に来る額というのは、大体毎年同額ぐらいにきているわけですか。それを1市4町と広域圏で6つの団体で調整をして県に上げてあるんですか。一発で1市4町なり広域が申請して、県が調整するんじゃないでしょうからね。余計、もらえれば得だという考え方があるのか、聞きましょう。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 言葉足らずで大変申しわけございません。

上限が決まっているものでございまして、例えばその43メニューのうち、該当しております消防防災施設等整備事業を活用、補助金をいただくために申請を消防の車両等でいたしております。補助金の限度額というのが、もう既に定められておりまして、一部事務組合であれば200万という上限でございます。それらにつきましては、それぞれ申請者が事前に申し合わせをしながら申請するものではございませんで、まず流れを御説明させていただきますと、申請から交付の流れとなりますが、大体12月ごろに仮要望調査が県のほうから参ります。それに対しまして、今般、一部事務組合のほうでは消防車両を整備したいということで仮要望書を提出いたします。翌年の1月になりますと、今度は本要望調査というものが県のほうから上がってございます。恐らくではあります、仮要望調査から本要望調査に至る間で、県のほうでそういった調整等が図られるものではないかなと思っております。本要望調査を終えた後、4月に内示を受けます。内示を受けた後、交付申請を行い、そこから約1年かけてその事業を実施いたしまして、翌年の3月に実績を報告し、交付決定が来るのは5月と。その交付を受け

るのも出納閉鎖内の5月という流れでございますので、いきなり本要望をするということではございませんので、事前の調査で調整が図られるものだと考えているところでございます。

大変申しわけありません。訂正させていただきます。

ただいま補助金の限度額を200万と申し上げましたが、2,000万の誤りでございました。訂正させていただきます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 2,000万の限度額だそうですけれども、余計いただけるのなら、余計事業に合致させたほうが、200万なりなんてけちなことを……。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 2,000万です。

○5番（佐藤 勝君） つまり、補助メニューで高い金額のやつを要求したらいいのかなという思いね。欲たかりな面もあるんですけれども、つまり県の一般財源だと。それで広域圏にと。市町村にはないんですか、これ。市町村にもあるということなんですか。聞いたことがないですから。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 先ほど申し上げましたのは、圏域1市4町プラス広域で1億4,400万という数字になっているところでございます。

あとそれから、繰り返しになりますけれども、補助メニューが何でも該当するかというと、そうではございません。いろいろ合致するような項目がございます。例えば市町であります消防団の確保対策事業とか、そういったメニューもございます。それらをそれぞれの市町におきましては、活用しているものと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） わかりました。1市4町と大崎広域圏で1億4,400万、これが限度額ということですね。大崎圏だけということではないようで、全部広域圏、それぞれあるんでしょうかね、限度額というのはね。

それから、似たような名前で県の市町村振興協会というのは、ちょっと関連があることにして聞きますけれども、一体何者なんでしょうか。県の市町村協会財団法人、振興協会ですか。宮城県市町村振興協会、似ている名前ですけどね。補助金……。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 市町村振興協会は、昭和54年に市町村振興宝くじの収益金を効果的に活用するために全国的、各都道府県に設置された団体でございます。このうち宮城県市町村振興協会につきましては、県内市長会及び町村会からそれぞれ50万ずつの出捐を受けまして、昭和54年4月1日に宮城県知事の許可を得て財団法人として設立されたものでございます。

宮城県市町村振興協会では、市町村振興宝くじの収益金と運用益を活用いたしまして、県内の市町村の振興・発展を図るために資金貸付事業、あるいは市町村振興助成事業、市町村概要

「みやぎ」の発行等の情報提供事業、市町村職員向けの研修事業などを行っているものでございます。

市町村振興総合補助金、先ほどまで御説明していたものと、この市町村振興協会の事業につきましては、直接的な関連性はないものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 直接的な関連性はないということですので、聞きたいことがありましたけれどもやめます。終わります。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

「日程第6 議案第14号 監査委員の選任について」

○議長（佐藤和好君） 日程第6 議案第14号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番三浦又英議員の退場を求めます。

〔9番三浦又英議員退場〕

○議長（佐藤和好君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第14号監査委員の選任について御説明申し上げます。

当組合監査委員に三浦又英氏を最適任者と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1

項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。三浦又英議員の入場を求めます。

〔9番三浦又英議員入場・復席〕

「日程第7 議案第15号 工事請負契約の締結について」

○議長（佐藤和好君） 日程第7 議案第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

本議案は、西地区熱回収施設整備・運営事業の設計、建設工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札方式は、本施設のプラントの設計、建設工事を行う業者を代表者とし、宮城県内に本社または受任機関を登録している業者と、大崎管内に本社または受任機関を登録している業者の2者を協力企業として加えた3者により構成される特定建設工事共同企業体を対象とした総合評価一般競争入札を採用しております。

入札参加については4グループから申請があり、学識経験者を中心とした事業者選定委員会を設置し、昨年12月27日に総合評価を実施し、三菱・佐藤工業・古川土地特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、平成31年3月27日に契約の相手方として工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

本事業はデザイン・ビルド・オペレート方式を採用し、施設竣工後、20年間の運営事業を含めたものであり、本工事請負契約が議決された場合には、基本契約と運営業務委託契約も本

契約として成立するものであります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それでは、お伺いをいたします。

今、管理者から説明がありました。まず1番目、金額的には質疑はいたしません。契約内容なりを質疑いたします。

まず単純な質疑で笑われるかもしれませんが、なぜ西地区熱回収施設と、こういうことなのかと。ついでに言わせてもらえば、4号線のルート、斎場は、東部斎場となっていますけれどもね、このライン上は。何でこっちが西部地域だからという思いはあるんでしょうけど、東部も計画をしているからだという、名前が非常に混乱を一般市民がね、私を初め混乱していますけれども、何でこういう名前なんですか。

それから、熱回収ということなんですけれども、なぜごみ焼却施設じゃだめなのかと。じゃあなぜ、熱回収はどのぐらいやるのかと。それが本来の目的かと、こういうことをあわせてお伺いします。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 熱回収施設についてお答えいたします。

初めに西地区という名称につきましては、平成17年4月の組合統合により大崎圏域が4つのごみ焼却施設を抱えることになりました。効率的な施設の運営が課題となったため、施設の統廃合を検討してまいりました。その結果、玉造クリーンセンター、現在休止中ではありますが、加美クリーンセンター、中央クリーンセンターの3つを統廃合した西地区と東部クリーンセンターを東地区として東西に1つずつのごみ焼却施設で運営する計画となったわけですので、こちらの部分に関しては西地区という形で名称をつけております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 東西1つずつつくるといことで西地区、東地区と。これから計画するのは東地区なんでしょうけれども、そういう分け方が本当に、平成17年度だったそうだけれども、役所的な発想ではないのかと。やはり圏域民に対する名称はわかりやすいほどいいと思うんですよ。じゃあなして斎場が東部なんですか、あそこね。なしてということはないでしょうけど、それでずうっといくのかと、名称。契約もそのとおりでしょうけどね。何かこう名前をつけなければならない、東西と分けなければならない理由はあるんですか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） お答えいたします。

まずその事業名につきましては、ごみ焼却施設と熱回収施設と、まずこの部分から御説明を申し上げたいと思います。

熱回収施設と呼ぶことにつきましては、ごみ焼却施設を整備するに当たり、環境省が行う循環型社会形成推進交付金を受ける上で、対象事業に熱回収施設があるためでございます。これはごみを焼却したことで発生するエネルギーを回収し、再利用する施設で、一定基準以上のエネルギー回収率を満足することで交付対象事業費の3分の1、または2分の1の補助率で交付金を受けることができます。そのため、施設整備段階では熱回収施設と位置づけて整備しているもので、正式な施設名称につきましては、別に検討してまいりたいと思っております。地域住民、また圏域住民の方々の気にするところは、この施設名称ではないかと考えておりますので、今後はしっかりとわかりやすい名称にしてまいりたいとは思っております。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 何と申しますか、熱回収施設と、大崎の場合は西・東と申す、東はこれからの話ですけど、しなければ交付金の対象にはならないのかと、名称がね。そんなはずはないでしょう。熱回収施設と名前をつけなければ、交付金の対象にはならないんですか。本当ですか。間違いはないですか。

（「はい」の声あり）

○5番（佐藤 勝君） 何で国で、頭が随分変わったようですね。

だったら、熱回収としてエネルギーが一定以上と言うんですから、今回の西地区熱回収施設は、その交付金の対象とするようなエネルギーを再利用することになるんでしょうけれども、主にどういうエネルギーを再利用、なかなか見えてこないんですけれども、計画に。名前は熱回収と言っている割にはね、再利用が見えてこないんですけれども、どんなもんですか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 今の御質問にお答えいたします。

熱エネルギーの再利用につきましては、まずは発電を基本とし、ごみを焼却することでみずから発電した電気で施設を運転します。また、隣接するリサイクルセンター、そして桜ノ目衛生センターにも送電し、施設の電力を賄い、余った電気は売電する計画としております。余熱につきましても、場内の給湯や冬期間の構内ロードヒーティングに利用し、さらには場外給湯用に温水タンクと敷地境界までの配管等を整備し、エネルギーを無駄なく活用してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 先ほどの国の交付金の対象じゃないという、熱回収と名前をつけなければと。本当しいからそれは引き下がりますけれども、後から愛称とか何とかというよりも、交付金の対象になったら、直ちに新しい名前に変えたらよかったんじゃないの。何年か西回収でずうっと30年までやっていく、西地区熱回収で。新しい名前はそのときまた考えるということよりも、補助金の対象になったら、愛称をみたいなのをちゃんとつくったらいんじゃないの、だったら。何で5年も、6年も、7年もずうっとそのまま来ている。そこでまた名前を変えなきゃいけないんですか。

一般的に考えて、あなたたちも役所的な発想なんです。やっぱり圏域民の利便性のためにつくる施設ですから、圏域の人たちにわかってもらうのが第一だと思うんですよ。つまり役人発想なんです、これ。どんなもんですか。あと聞かないから1回でいい。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 確かに議員さんがおっしゃるとおり、行政的な立場の上でのそういった考えでこれまでは来ておりますけれども、やはり名称の部分に関しましては、施設名が地域の方々が一番気にされるところでございますので、早い段階で名称の部分は検討してまいりたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 御理解はしないんですけれども、それはそれで何ともしようがないんですよ。

それから、熱エネルギー、構内、施設内、リサイクルセンターも全てのようにですけども、いわゆるこの施設内だけかということですよ。例えば地域振興のために余熱を桜ノ目地域の人たちのために使うとかという計画はないんですか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 御質問の件に関しましては、先ほど答弁いたしましたけれども、給湯の部分を温水タンク、それと敷地境界までの配管等を整備いたしまして、今後、検討がされる部分に関しましては、そちらを利用していただくということで考えておりますので、また地域への還元の部分に関しましても、現状、用地の関係から狭隘な部分がございますので、他自治体で行っている地域還元施設等々の部分に関しましては、今回の計画には含まれておりません。また、近隣にはあいている工業団地のスペースがございますので、そういった部分を今回の計画では検討してはおりません。以上になります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） なるほど。地域振興の分には含まれていないと。

我々視察に行きましたよね。何でああいうところに視察に、年配の人たちが来る、温水プールみたいなね。何でああいうところに行って、ここではつくられないんですか。熱量が足りないんですか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） おっしゃるとおりの部分もございます。能力的に140トンという処理能力の今回の計画でございます。それに見合った部分でこれまで議員視察等々、私も同行いたしまして、類似した処理能力のあるところの施設見学をさせていただきました。

その還元施設がなぜできないのかというところではありますが、あくまでも私どもはその還元施設ではなくて、能力的な設備的なところをまず施設見学をすると。熱回収とはどういったものなのかという施設の部分を見てくるのが目的でありましたので、還元施設の部分がたまたまその自治体にはあったということで御理解いただければなと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） いや、村上課長、たまたまあったからという発言はいかがなもんですか。

○施設整備課長（村上文彦君） 失礼しました。

○5番（佐藤 勝君） そこに私たち全員、副管理者も行ったんですよ。ああ、こいつはいいもんだねとみんなで見えてきたね。朝早くから年配の人たちが温水プールに来て、あとはやめますけれども、何でそれを含めて、例えば桜ノ目の地域の人たちはどういう要望を出しているかわかりませんが、一番最初は要望がありました。検討した結果、広域はできないということで、それ以降の要望には入っていなかったんですか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 大変申しわけございません。先ほどの言葉の使い方がまずかったと思っております。大変申しわけないと思っております。

また、今御質問されました地域への還元の部分につきましては、地域等の代表の方々との協議会を設置しております、その中での御要望ということでされてはおりました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、敷地がないという、その部分を協議会の中で意見交換をし、協議を進めた中で御理解をいただいたところでございまして、今回の整備には含まれないという計画になっております。

ただ、今後やはりそういった部分、どうしても何か温水の部分を利用したいという要望がなされましたら、外部に取り出せるような設備を設けておりますので、そういった部分で協議をした上で検討してまいりたいとは思っております。以上になります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 敷地がないということは、この大崎広域事務組合の敷地がないということなんですか。これ、どういう意味なんですか。例えば温水施設が、どこに敷地がないんですか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） その敷地がないというのは、桜ノ目の工業団地、今現在ありますリサイクルセンター、桜ノ目衛生センター、そして今度つくります熱回収施設の敷地の部分のことを指しておりますので、その部分で敷地がないということになります。

また、近隣の工業団地の中にも空きスペースというところが隣接してございません。例えば仙台のように松森清掃工場がございすけれども、隣接した空き地がございす。その中に還元施設等々をつくっておりますが、桜ノ目に関しては、そういった空きスペースがないというところが現状でございす。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 何かわからないんですけども、桜ノ目地域には敷地がない。つまり、広域事務組合の中のリサイクルセンターを含めたところの中で敷地がないということですか。違うんですか。桜ノ目の地域の例えば敷地がないということ、どっちなんですか。非常に大事なことですよ、これ。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 桜ノ目というよりも、その工場の建設する部分の中に敷地がないということです。空きスペースがないということです。この熱回収の熱の利用の部分に関しましては、電気とか温水等を利用する場合には、電気の部分は配線になりますけれども、お湯を使うとなれば配管等が必要になってきます。隣接してあれば、その温水も埋設配管をして冷めないうちに利用ができるという部分がございます。ただ、それが敷地がなく、かなり1キロとか2キロ離れた場合だと、温水のお湯の損失というのがございまして、冷めてしまうという状況になりますので、一番効率よく使える隣接して還元施設が建てられる敷地があれば、それは可能かと思いますが、その部分に関しましては御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 今さら何だと、こう言われるかもしれないけれども、私たちは計画ができてから去年になった議員でありますから、それは御容赦ください。

隣接する敷地がないという答えですね。熱回収施設をつくって、桜ノ目の人たちに非常に迷惑をかけてきたと。計画の中に、この地域じゃあなくてもいいですよ。古川のまちでもいいんですから、つまり、ああいう視察に行ったようなところを、当時買ってもつくる気はなかったんですか、隣接する。そういうことだから役所的発想と言うんですよ。村上課長の責任ではないかもしれませんが。

副管理者、あなたもせんだって赴任したばかりですけども、もう一回教えてください。隣接する敷地がなかったと、だからできなかったと。隣接する敷地を買ってもやるべきだと私は思うんですよ。そんなに1反歩も2反歩も必要でないはずですね。今から買いますか、それじゃあ。教えてください。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） ただいま申し上げましたのは、これまでの議論の中で今の施設ですね。ごみ処理場、あるいはあそこにリサイクルセンター、さらにはし尿処理がございまして。その部分で手いっぱいだというお話をさせていただいたところでございまして、これまでの地元との議論の中でも、具体的なものは実は出てこなかったと記憶しております。

ただ、今後、こういったことで近くに集会施設をつくるなり、そういったものが要望されれば、当然ながらそこへの電気の供給なり、あるいは温水の供給、そういったものは考えていきたいと思っておりますが、現段階で、この協議会の中で、まだいろいろ模索しているようなことも聞いておりますので、そういったところを話し合いの中で決めていきたいと思っております。一切できないということではなくて、今後柔軟に対応してまいりますので、その辺は御容赦をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 柔軟な姿勢でと、これからの地元要望にと応える姿勢はあるようではありますが、大崎広域事務組合でほなみ園を運営していますよね、就学前の子供たちね、知的障害者

の。どこかの隅に温室を建ててもいいんじゃない。地域のためでなく、あの人たちのために。農園実習をするためのね。まあちょっと無理かなと、土地が小さいからね。

そういう、つまり発想はなかったんですか。今回、地域とは別に全く事務組合で。熱回収施設というこだわりを持っている限り、そういう考えも成り立つんでしょう。広域事務組合の事業として、施設の中にガラスの温室を、30坪なり50坪の小さいやつでもいいと。もう一回答えてください。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） やはり施設は地域に受け入れられて初めていいものになっていくんだろうということで、私どももこの周辺地域の振興ビジョンにかかわってございます。そのビジョンの中ではいろいろ議論されておりますが、これまでの例えば環境整備の部分は具体化になっております。環境をよくしよう。あるいは桜の小道を広げようとか、そういったものは具体的になっておりますが、この熱回収の部分の電気、あるいは温水、これの利用については、まだ地元も白紙の状態でございますので、今後、そういった議論が出て、今お話のとおり少しでも、例えば温室をつくるとか、そういったものに使ったらどうかというようなことがございましたら、柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 今気づきました。今、金森副管理者の言った余熱利用を含めた地域振興の取り組み検討、地元要望なしと、今のところね。28事業とか、一番最後に入っているんですけど、地元要望がありました、23個かな。地域振興ビジョンの道路整備とか、工業団地の整備とか、側溝整備とか、桜の小道は今言ったね。それから、余熱利用を含めた地域振興の取り組みを検討、地元要望なしとなっていますね、4には。それらが必要とあれば、ここにありますよね。西地区熱回収施設等ごみ処理施設の余熱や農などの地域資源を生かした振興策に取り組み、30年から検討に入ると。私がちょっといなかったんで、そういうことで。つまり、それはわかりました。

それからほなみ園、それらも含めて広域の主體的な事業として取り組むかと、これは全く地元要望とは別にね。管理者、事業主体となって最高責任者が、学校に通えない知的障害者の、例えば実習とか喜びを体験させる場所としての余熱利用の施設はつくる気はありませんか、この際。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤 勝議員から多面的な御指摘をいただきました。

最後の余熱利用等々の子供たちの施設等については検討させていただきますが、経緯を振り返っていただきたいんですが、当初はこれらの施設は、今回のごみ焼却、熱回収施設、あるいは既に建設中のリサイクルセンター、既に三本木で供用を始めております最終処分場、これらを一つの総合施設として建設する計画を持ちました。何カ所か候補が上がったんですが、結果的に副管理者も話したとおりに地域の理解をいただくことができず、当時の構想の中では、

この際、地域の農業振興であったり、地域振興策も含めて地域の方々と御相談を申し上げたんですが、結果的には一部理解をいただく、反対もありということで頓挫をして、やむを得ず1カ所に集約する計画を分散する形を選びました。三本木については、既存の施設があったということで拡大ということにいたしました。

そして、他のリサイクルセンターやごみ焼却施設について用地を探しておりましたが、なかなかこれも用地のめどがつかずということで、現在ある施設の敷地内、もしくはその周辺でということで、最終的に地元の方々とお願いをしながら用地の確保に努めてきたところですが、その現在ある桜ノ目地域であっても、新たな用地の拡大については、なかなか理解をいただきかねて、結果的に工場団地内の制約を受けた中での用地の確保ということに至りました。

よって、当初、総合的に計画をしたものが、現実的には確保できる敷地の中で絵を描くという絵の描き方の再構築を求められた形でありますので、議員から指摘されれば、やるならばもっと効果的な、あるいは公益的な、あるいは複合的なという御指摘であったと思いますが、私たちも当初は建設する以上は、そういう未来型の集約施設を、総合施設を構想として思いましたが、用地を確保しなければそれは実現できないという中で、現実的な選択をしたところでありました。しかし、現実的に限られたスペースということであっても、それをより効率的・効果的に機能を果たしていくということについては、まだ余地がある分もありますので、引き続き検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） つまり制約を受けた土地条件だったということの理由はわかります。しかし、広域の事業として余熱、例えば桜ノ目地域なり、町の人たち、あるいは圏域民に風呂だのプールということとは全く別なんですよ、この温室というのはね。いわゆる広域事務組合が運営しているんですよ。温室というよりも収穫ができる喜びとか、そういう小学校入学前のあいう子供たちに味わせるのが本当の広域の仕事じゃないですか、ほなみ園がやっている、事業を行っているね。そういうのを施設に制約を受けても何とかつくりたいという考え方はなかったんですかということを知りたいんです。今、なかったとしたら、今まで、これから検討してみますか、もう一回お答え願います。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 管理者もお話ししたとおり、用地の制約の中でこれまでやっこの地域に落ちついたということがございます。今後、この地域はローテーションを重ねていきますので、この地域からこの施設がなくなるということはございません。その中でやはり地域の要望、地域で受け入れられた以上、その地域をこの施設をもってよくしようということは、広域としても思っておりますので、そういった中で総合的に検討してまいります。今の御質問の内容も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） ことしの施政方針にも、金森副管理者が言ったような答弁が施政方針に示

されております。今後も地域住民から信頼されるよう事業推進に努めてまいりますと。周辺環境整備推進協議会を継続して行っていくと。

「今後も」という言葉がひっかかるんですね。「今後は」という文章にならざるを得なかったのかなど。それが桜ノ目の人たちのずうっと反感をここ30年間買ってきたんで、「今後も」という言葉を、ちょっとこれ、「今後は」と直してほしかったんですけども、そういう意向だということはわかりました。余熱、温水、温室も含めて検討していくと。検討した結果、できなかったと言えればそれまでですけども、最大限、地域の問題とは別に、ほなみ園のことはやっぱりきちっと考えていただきたいと思います。

それから、ついでに地域住民から信頼される事業推進、熱回収施設ね。ほとんど地域振興ビジョン、11月4日だか何日に桜ノ目の地域の人たちの皆さんと懇談したとき、私は傍聴に行ったんですけども、当初、あの施設ができるときに4人の議員が顧問だけに委嘱されたんだね、地域住民からね。近くだから私だけ残っているのかなと思っていましたけれども、広域事務組合で、いわゆる地域振興ビジョンをやるものと、あくまでも市がやるものと2つに分類がされると思うんですよ。今はあくまでも地元要望に全部23、市が応えるらしいんですね。それは今後どう分類していくかと。余熱利用は当然広域事務組合でしょう。工業団地とか桜の小道、これは全部市ですよ。やっぱり1市4町と1市と負担分類は、公平性の関係から、私は選択しなきゃいけないと思うんですけど、どんなものでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） まさにその辺は議員と同じ考えでございまして、今の中央クリーンセンター、これが本来できるとき、本来セットで今やっている環境整備をしなければならないと感じておりました。それを今の段階、新しい施設ができるといった中で今やっておりますので、これについては、どうしても1市4町に負担をかけるということは、現段階ではなかなか難しいということで大崎市にも頑張ってもらって、それに組みこんでいただいているところでございます。

今後、例えばその地域が、もし集会施設なりがどうしても必要だと。あるいは先ほど言った温水の利用、あるいは熱源の利用といいますか、電源の使用ですね。こういったものが具体的にってきますとか、あるいは交通量が多くなると、そういったもので例えば2車線化なり、隅切りをしなければならないとか交差点改良、こういったものについては、やはり1市4町に負担をすべきと考えておりますので、そういったことはきちっと区分けをして対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それはそれでわかりました。

ちょっと前に戻りますけど、今後、住民なり圏域民にいわゆる温水、熱回収を利用させていただく施設、あるいは広域ほなみ園の園児が利用する施設、そういうことを検討して、もしやるとすれば、当然熱源の取り出しというのはどういうふうに、新たな工事費が発生するのは当然

ですよ。私たちが考えるのは、何で最初にそこまで考えて進んでこなかったのかと。

つまり、目的をきちっとやらないで、建物は建てると、あとの地域住民なり何なりの要望でまた熱の取り出しをし、配管をするというような二度手間をかけるようなやり方をやらざるを得ないのかと。最初からその目的なり設置なりをきちっと決められなかったんでしょうか。決められなかったというより、やる気がなかったと言っていいんですか、端的に言えば。議会に言われたから検討するかなというような意地悪い質問ですが、そんな程度の考え方のようですけども、ちょっと意地が悪いですけども。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） ここに至っては、先ほどここの桜ノ目に決定した経緯は管理者のほうから御説明があったと思うんですが、その段階で今のお話が煮詰まっていて、あるいはこういった協議会の中でそういった方向性が決まっていれば、確かにその施設の部分的な用地も確保しながら進めたと考えておりますが、その段階では、先ほど言いましたように協議会の中でも、実は集会施設が欲しいかどうかはまだ議論の途中でございます。あるいはそういったハウスみたいな温室を使ったことについてもまだ検討段階でございます。

ですから、先ほど課長が答弁したように、敷地内からは取り出せるような状態にはしているということでございますので、そういったものが決定されれば、そこに向けてどういった規模のどういったものが必要かということを議論しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） あえてもう一言言わせていただきますれば、今の答弁を踏まえて、広域事務組合は、つまり主体性がないような感じがするんですよ。地域住民から要望があった。あるいはどう言って変更したらこれは当然やらざるを得ないと。私たちは事務組合としてこうあるべきだという方向性が齋場でも見えなかったんですよ。3カ所、コンサルが選んだところを1、2、3度行って、「どうするのか」と言うと、要望があったところに最後落ちついたようですけども、全部人頼み、よそ頼みみたいな感じがします、言い方が悪いですけど。その辺をもう少し、広域事務組合ってこれは圏域1市4町の圏域民の利便性を求める共同処理ですから、しょうがない部分もあるとは思いますが、なかなか迷惑施設には主体性がない、みんな反対されるわね。はい、そうですかと次々に移ると。もっと主体性があってほしいと、答弁は要りません。

それから最後、ロのデザイン・ビルド・オペレートだそうですけども、このメリットはわかりました。20年という理由は、この種の施設は一体何年があれなんですかね。減価償却といえますか。減価償却よりはもたせるのが当然ですけども、何といえますか、耐用年数といえますか、なぜ20年か。20年が過ぎれば管理が余計経費がかかりますよね。その後はどうするんですかと。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 20年とした部分に関しましては、平成27年に組合ではPFI等導入可能性調査を行っております。その中で市場調査も行っております。市場調査はプラントメーカーに市場調査を行ったわけですが、その中で15年から20年が妥当であるという結果が出ました。組合ではその最長である20年という計画のもと進めることになったわけですが、その20年というのは、機器の耐用年数というのは、大体7年と言われております。通常の点検をしながらだましだまし使ったとしても10年、大体2順目に来たときに15年になります。15年目で次の更新、ないしは整備の部分を考えていくという形になりますので、それを踏まえた上で、ぎりぎりのところですが、メーカーアンケートの中、それからプラントメーカーの部分も検討いたしまして20年という最長の部分になりますが、検討をしたわけでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 勝議員、残時間31秒です。答弁の時間ありませんので、そのつもりで。

○5番（佐藤 勝君） 村上課長にはさっき失言を聞きましたけど、聞きましたというのは悪いと言ったんですけれども、熱回収にはこの契約で大分勉強をして、安くしてきたのに感謝を申し上げましたけれども、20年以降はどうするのかと。20年までもっていったという努力は買いますけれども。

○議長（佐藤和好君） 3秒です。端的に。

○施設整備課長（村上文彦君） 20年以降は新たにその業者と契約するか、ないしは組合が直営で行っていくという形になろうかと思えます。

○5番（佐藤 勝君） はい、わかりました。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 私からも通告に基づいて議案第15号の工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。

何点か通告をいたしました。この温水熱の利用については、一定程度理解をいたしました。この部分については、現在のところ余熱を使えるような状態にして、ここで処理をするということで、当分の間は温水について川のほうに流すということになるのだと思えますけれども、まずその辺について確認をしたいと思えます、それでいいのかどうか。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） その温水につきましては循環型でございます。一切側溝等に温水を流すという計画ではございません。あくまでも循環した中で使用していくという形になろうかと思えます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 了解をいたしました。

なおさらこの温水の利用については今後十分に検討し、やはりこの施設で地域の方々に御理解いただけるような施設を活用するように指摘をしておきたいと思えます。

次に移ります。

まず先日、この議案をいただいてからちょっと見てみたんですけども、内閣府のPFIの推進室の資料によりますと、DBO方式を初めとする民活手法においては、昨今、応募者が年々減少する傾向がうかがえるとあります。一定程度、適正な競争環境を構築することによって、VFM（バリュー・フォー・マネー）が達成されるのだと思いますが、本事業については、入札公告が7月17日、入札参加資格審査に関する提出については、期限が8月22日でありました。35日間でありましてけれども、この時点で何件の申し込みがあったのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 応募があった部分に関しては4者でございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） この4者については十分に、もう少し期限を置けばもっともっと参加が得られたのではないかなという思いがするわけでありましてけれども、4者がそのまま入札にという事になったようであります。

次にお尋ねをいたします。

この設計建設工事の落札率についてでありますけれども、予定価格も含めて何%だったのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 設計建設工事費、議案書のほうは税込みで表示させていただいておりますけれども、税抜きでお答えさせていただきたいと思っております。

設計建設工事費につきましては、130億5,046万6,000円となります。これに対して入札額につきましては118億5,100万円となり、落札率は90.08となったものでございます。

また、同様に運營業務委託費について申し上げますと、予定価格が85億1,740万2,000円でございます。入札価格は73億4,400万円となりまして、落札率は86.2%となりました。これら設計建設工事費と運營業務委託費の合計の予定価格が215億6,786万8,000円となりまして、これに対して入札額は191億9,500万円となりまして、落札率は89.0%となったところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それぞれお答えをいただきました。ここの整備・建設の部分についての入札については、契約金額が127億9,908万円となっております。この運営費についてはここに提示をされておきませんが、運営費については、この議会に付す必要がないのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 議員おただしのおり、議決案件とはなっておりません。大崎地域広域行政事務組合の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基

づきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事または製造の請負とすると規定されておりますので、今回につきましては、この設計工事費を議案として提出したものでございます。ただし、提案説明にもございましたけれども、本議案が承認されました後は、DBO方式に基づきまして、全体の本契約を結ぶという流れになっているものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） この議会在議論すべき分についてただせるのは、執行者側から提案なされた部分についての質疑の部分であります。今回は工事請負の部分について127億9,908万円の部分について、これの議決を求めるといふことでもありますけれども、この議決を求めると、当然運営費が重大な関係を持つてくるわけでもあります。当然同時者の部分に入札ということになるのでしたならば、やはりこの部分も我々に同時に提示をして内容について質疑をするというのが通常の考え方だと思ふんでありますけれども、その部分については検討されなかったのかどうかですね。ちょっと疑念があるので尋ねたいと思ふます。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） この西地区熱回収施設整備事業の進捗につきましては、これまで議員全員協議会等々でも御説明を申し上げてきたところだと私は認識してございます。現に3月22日に開催された議会前の議員協議会につきましても、その資料の中で西地区熱回収施設整備運営事業等の経費についてということでお示しをさせていただいているところでございます。その中で入札額、それと設計建設工事費が128億ほど、それと合わせて運營業務費委託につきましては、80億7,840万ほどになっています。このような数字をお示しながら、なおかつ今般の設計建設工事費につきましては、3月までに仮契約を結んだ旨も報告しております。それにつきましては8%の消費税、ただし、運營業務委託につきましては、数年後になりますので、その消費税につきましては10%となると、そういった説明は私ども執行部側としては意を尽くしてまいったという認識でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 当初予算案を出したときに債務負担行為として100億ですかね。それからあとの建設工事については150億というような債務負担の部分がありました。しかし、その中身については、具体的に我々もすぐに出てくるというような認識でありましたので、その部分については深く議論はしませんでした。今回、このように具体的な数字が出てまいりましたので、私はこの運営の部分については、やはり同時に提示をして議論をするというふうにすべきだったのではないかと思ふので、そこは指摘をしておきたいと思ふます。

次に、この運営経費の中に、今回も総務省のPFI推進室の中でもいろいろ指摘をされていた部分で、今後の課題というような部分で出ておりました。適正な競争環境の構築の中にあつて、もう一つは、スケジュールのきちとした適正な確保が、十分な確保をとるといふことと、それからもう一つは、提案書の作成費用の負担軽減についてといふので載っておりました。

つまり、この方式によりますと、十分に民間の方々が持てる知恵を生かしながら、そして、

それを活用して予算については広域のほうで準備をし、運営については民間のほうでということのようでありますので、どの業者もグループも、かなりそれについては時間を費やしてきているはずであります。

しかし、今回見させていただいても、この点数の部分もさほど次点とは差がないようであります。ここの部分については、やはり一定程度の提案書の作成費用も私は検討すべきだと思うのでありますけれども、そういう考えに至らないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 議員御指摘のとおり、私どもも感じておりました。かなりの半年以上にわたるヒアリング等々も含めてプレゼンをしていただいた4つのメーカーさん、4件ですけれども、4グループの皆さんがそれぞれ知恵を合わせて資料等々もかなりのボリュームでつくっていただきましたけれども、今回はその部分の費用に関しましては考えてはいないところでございます。私どももその部分はかなり気がかりだったところがございます。ただ、それでもこの4グループさんは応募をしてくるということですの御意見をいただきまして、そのままその経費の部分に関しましては、組合としては考えていないというところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） これまでの経過からすると、担当としては十分にその部分の認識はあったようではありますが、しかし、長い時間を費やして1者だけ決まって、それ以外の部分については全く時間の無駄と、かなりの経費を費やしているわけでありますので、やはりこういった方式をするのであれば、提案書の作成の部分については、一定程度負担することを私は検討すべきだということを指摘しておきたいと思えます。

次に移ります。

このDBO方式と総合落札方式についてでありますけれども、この中でも載っておったんでありますけれども、リスクとモニタリングの部分について指摘がありました。私もそこについてをただしていきたいと思えます。

この部分について、運営状況を正しくモニタリングすることで、安心安全で安定した施設の稼働を担保することができるわけであります。このモニタリングの部分については、今回運営の中でどの部分で契約というふうになったのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 運営モニタリングに関しましては、これから施工監理業者を決定いたします。まだ入札段階ではございませんが、これからという形になります。その中で2年間、そのモニタリングの部分も含めた形で参考見積もりでいただいております、まずモニタリングはコンサルを入れて2年間をやっていただくと。その中で職員もその中に入って技術力の部分を吸収すると、勉強していくという形で考えておまして、最終的には、その後、十分職員でもできるという段階になりましたら、職員のみで直営でその部分はやっていきたいなどは思っております。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 了解をいたしました。

次に、リスクの部分であります。

これは、リスクの部分については、リスクを当然理解している部分については、リスクを最も適切に管理することのできる者が当該リスクを分担するというのが通常のようにあります。

このリスクの部分についてはどのような考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） リスクに関しましては、運営の部分になりますけれども、建設する代表グループと、協力企業という中でのグループで行うわけですけれども、その運営に関しましても、十分そういったリスクの部分も不測の事態等々もございますので、しっかりと契約の中で出資割合なども含めて、その契約で結んでいくという形になろうかと思えます。

出資割合につきましては、代表企業が98%で協力企業が2%という出資割合になっておりまして、全てにおいて代表企業が責任を負うという考えでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） もう一つお尋ねをいたします。

少し戻りますけれども、入札の段階で4つのグループが提案をさせていただいて1つに決まったわけでありまして、この次の次点との差はさほどないようであります。入札の契約に付された部分については、価格の部分については少し高いようでありますけれども、価格以外の部分を重点に置いて決めたようであります。その価格以外の部分について、どの部分がすぐれておったのか、何点かそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 価格以外の部分に関しましては、地域貢献度ですね。提案を全てこの4グループから、これまで組合がやってきた部分をまず把握していただいて、今進めている地域との協議会等もございますので、地域貢献度の部分をいかにその4グループが認識してしっかりと考えてきたかというところが、その部分が事業者選定委員会の中で委員の方々が共感をしたというところで、この1者が決まったという形になろうかと思えます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 理解をいたしました。

さらに、この次点のグループとは本当に1点も差がないようでございます。本当の僅差の部分で決定をしたようでありますけれども、その部分についても、やはり先ほど指摘したように長い時間をかけて提案をさせていただいた部分については配慮すべきだと思うので、あわせてここも指摘をしておきたいなと思っております。

もう一つでありますけれども、この発電に要する部分で、熔融スラグというのが出てくるようであります。このスラグの利活用の部分についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 溶融スラグは溶融炉でございまして、今回、計画しておりますのはストーカー炉でございまして、その部分に関しましては発生いたしません。以上になります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 理解をいたしました。

今回、いろいろと長い時間をかけて総合評価落札方式に基づいて決定をしたようであります。この部分について、やはり地域の方々に安心安全を伝える部分においても、やはり一定のモニタリングというのはぜひ必要でありますので、ここも十分に検討するように私からも指摘をしておきたいと思っております。

さらにもう一つでありますけれども、先ほど話をした長い時間をかけてこの広域に協力をしていただいた4つのグループに対しても、一定程度の配慮をすべきだということを私からもお話をし、質疑を終わりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成31年第3回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会
午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年4月17日

議 長 佐藤 和好

署 名 議 員 佐藤 講英

署 名 議 員 門田 善則